

山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業 基本設計業務委託特記仕様書

1. 業務概要

(1) 業務名

山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業基本設計業務

(2) 業務内容

山梨市こども屋内運動遊び場施設の建設における基本設計を行う。

業務範囲

- ・基本設計業務
- ・概算工事費算出業務
- ・概略工事工程表作成
- ・完成予想図の作成
- ・地質調査業務
- ・基本設計内容についての説明
- ・その他、基本設計業務に必要な業務（但し、協議による）

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月21日（金）まで

(4) 支払条件

業務完了検査及び成果品引渡し後に支払うこととする。

2. 設計と条件

(1) 敷地の条件

ア 計画場所	山梨県山梨市小原西地内
イ 敷地面積	約 2,000 m ²
ウ 建 蔽 率	60%
エ 容 積 率	200%
オ 用途地域	都市計画区域・第二種住居地域
カ 防火地区	指定なし
キ そ の 他	地域・地区等の指定なし

(2) 施設の条件

ア 主要用途	運動施設（令和6年国土交通省告示第8号（以下、告示第8号という）別添二第三号第1類）
イ 延べ面積	600 m ² 程度（市からの機能追加等の要望により変更となる可能性がある。）

- ウ 建物階層 平屋建てを基本とし、提案を基に協議を行い決定する。
- エ 主要構造 耐震構造を基本とし、構造の種別については提案を基に協議を行い決定する。
- オ 安全性能 耐震安全性の分類は「官庁施設の総合耐震計画基準」により、次に示す性能を目標とする。
 - ・構造体：Ⅱ類
 - ・建築非構造部材：B類
 - ・建築設備：乙類

(3) 建設の条件

- ア 事業項目 建設工事費(40 万円/㎡程度)・敷地造成工事費・外構工事費とする。
 ※基本及び設計・工事監理等委託費除く。
 ※各種申請料除く。
 ※遊具・什器等備品費除く。
 ※本計画は、「デジタル田園都市国家構想交付金・地方創生拠点整備タイプ」により実施予定の事業である。
- イ 建設工期 令和 8 年度（着工予定）

(4) 設計の条件

- ア 事業の概要及び方針については以下の資料を参照すること。
 - ・敷地資料
 - ・第 2 次山梨市まちづくり総合計画
 - ・山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業概要書
 - ・山梨市こども計画アンケート調査報告書（参考資料）
- イ 工事施工に係わる工法選定を行う上で、施工業者が限定される工法等は原則として活用せず、汎用な工法を基本として検討する。
- ウ 基本設計段階において仕様を検討するにあたり、イニシャルコスト、ランニングコスト及び環境負荷低減等を考慮に入れた比較検討を行い、総合的なコスト縮減に配慮すること。

3. 業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成 20 年 3 月 31 日国営整第 176 号（最終改訂 令和 6 年 3 月 26 日国営整第 213 号））による。

(1) 管理技術者等の資格要件

管理技術者等の資格要件については、プロポーザル実施要領「6. 業務実施上の条件」による。

なお、技術提案書に記載した配置予定の技術者は原則として変更できない。但し、

死亡、病休、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、配置予定だった者と同等以上の能力、実績を有している技術者であるとの承諾を発注者から得なければならない。

(2) 設計業務の範囲

ア 一般業務

① 基本設計

一般業務の内容は、「官庁施設の設計業務棟積算要領（令和6年改定）」別表2-2「設計業務に関する業務細分率」の基本設計に関する業務内容の項目一式とする。

- ・ 建築（総合）基本設計
- ・ 建築（構造）基本設計
- ・ 電気設備基本設計
- ・ 機械設備基本設計
- ・ 敷地造成基本設計（既存擁壁の解体及び改良整備計画）
- ・ 外構基本設計（囲障・雨水排水・舗装等）
- ・ 概算工事費算出
- ・ 概略工事工程表作成

イ 追加業務

① 透視図の作成

- ・ 外観 2面 A3版 着色仕上
 - ・ 内観 2面 A3版 着色仕上
- （外観内観とも作成箇所・方法については市担当者と協議すること）

② 地質調査

③ 建設委員会等への資料提供、及び開催支援

その他、本設計業務に必要な業務

- ・ 設計業務に必要な業務は、市担当者と受託者の協議により実施する。

(3) 業務の実施

ア 一般事項

- ① 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等に基づき行う。
- ② 実施設計業務は、別途発注とする。
- ③ 設計図書等に用いる用紙等は受託者負担とする。
- ④ プロポーザルにおいて、技術提案の内容を当該業務に反映するよう務めること。
- ⑤ 事業予算内に納めること。
- ⑥ 個人情報の保護に努めること。

イ 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、その内容を書面により速やかに提出する。

- ① 業務着手時
- ② 基本設計着手前
- ③ 概算着手前
- ④ 市担当者または管理技術者が必要と認めたとき

ウ ウイルス対策

業務にあたっては、電子納品時のみならず、市担当者等と業務に関する事項について電子データを提出する際には、ウイルス対策を実施した上で提出しなければならない。ウイルスチェックソフトは常に最新データに更新しなければならない。

エ 適用基準等

特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定または監修したものとし、最新版とする。

① 共通

- ・ 官庁施設の基本的性能基準
- ・ 官庁施設の基本的性能に関する技術基準（公共建築協会）
- ・ 官庁施設の総合耐震・津波計画基準
- ・ 官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説（公共建築協会）
- ・ 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- ・ 公共建築のユニバーサルデザインに関する指針（山梨県）
- ・ 官庁施設の防犯に関する基準
- ・ 官庁施設の環境保全性基準
- ・ 官庁施設の環境保全性に関する基準
- ・ 公共建築工事積算基準
- ・ 公共建築工事積算基準等資料
- ・ 公共建築工事標準単価積算基準
- ・ 公共建築工事共通費積算基準
- ・ 山梨県県土整備部営繕課電子納品要領（参考）（山梨県）
- ・ 山梨県県土整備部営繕課電子納品運用ガイドライン（参考）（山梨県）
- ・ 山梨県障害者幸住条例（山梨県）

② 建築

- ・ 建築工事設計図書作成基準
- ・ 建築工事設計図書作成基準の資料
- ・ 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- ・ 建築設計基準

- ・ 建築設計基準の資料
- ・ 建築構造設計基準
- ・ 建築構造設計基準の資料
- ・ 建築工事標準詳細図
- ・ 擁壁設計標準図（公共建築協会）
- ・ 構内舗装・排水設計基準
- ・ 構内舗装・排水設計基準の資料

③ 建築積算

- ・ 公共建築数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）

④ 設備

- ・ 建築設備計画基準
- ・ 建築設備設計基準
- ・ 建築設備工事設計図書作成基準
- ・ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
- ・ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
- ・ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
- ・ 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- ・ 建築設備耐震設計・施工指針（日本建築センター）
- ・ 建築設備設計計算書作成の手引き（公共建築協会）

⑤ 設備積算

- ・ 公共建築設備数量積算基準
- ・ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）
- ・ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編）

オ 業務計画書

業務計画書には、次の内容を記載する。

- 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格
- 各担当主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担うものをいう。）の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格
- 担当技術者を配置する場合は、担当技術者の分担業務分野、所属・役職、氏名、年齢、保有資格
- 協力事務所に協力を依頼する場合は、協力事務所の名称、所在地、代表者名、主要業務実績、協力を受ける理由及び具体的内容。

ただし、管理技術者及び建築（総合）担当主任技術者については協力事務所とすることはできない。

- e. 建築（総合）、構造、電気設備、機械設備及び積算以外に分担業務分野がある場合、分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び担当主任技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実績（平成21年4月1日から令和6年10月31日までに実施設計が完了している業務で、日本国内における延床面積600㎡以上（※1）の同種施設（※2）又は類似施設（※3）の新築・改築・増築工事に関する設計業務を受託した実績）

※1 改築または増築工事においては、改築または増築部分の延床面積が 600 ㎡以上であり、複合施設の場合には同種または類似施設に該当する部分の延床面積が 600 ㎡以上であること。また、倉庫・車庫等の付属棟の面積は含まない。

※2 同種施設とは、国土交通省告示第 8 号別添二の第三号（運動施設）{第七号（教育施設）の体育館を含む}のうち、国・都道府県・市区町村の施設とする。

※3 類似施設とは、国土交通省告示第 8 号別添二の第十一号（福祉・厚生施設）、第七号（教育施設）または第十二号（文化・交流・公益施設）のうち、同種業務以外の公共施設とする。

※4 元請けまたは設計共同企業体で受託した業務とし、設計協力（下請け）としての業務は除く。なお、設計共同企業体としては出資比率が 20%以上の業務に限る。

- f. 公共建築設計業務委託共通仕様書「第3章3.2」に定める設計方針

- g. プロポーザルで提出された業務の実施方針、履行体制により当該業務を履行する。

カ 貸与資料

- ・敷地資料
- ・第2次山梨市まちづくり総合計画
- ・山梨市こども屋内運動遊び場施設整備事業概要書
- ・山梨市こども計画アンケート調査報告書（参考資料）
- ・その他、本業務に必要な貸与可能な資料（協議による）

キ 成果品の提出場所 山梨市役所 こども・子育て課

ク 成果品等の情報の適切な管理

次に掲げる措置その他必要となる措置を講じ、契約書の秘密の保持等の規定を遵守のうえ、成果品等の情報を適正に管理する。なお、発注者は措置の実施状況について報告を求めることができる。また、不十分であると認

められる場合には、是正を求めることができるものとする。

- a. 発注者の承諾無く、成果品等の情報を業務の履行に関係しない第三者に閲覧させる、提供するなど（ホームページへの掲載、書籍への寄稿等を含む）しない。
- b. 業務の履行のための協力事務所への図面等の情報の交付等は、必要最小限の範囲について行う。
- c. 成果品等の情報の送信又は運搬は、業務の履行のために必要な場合のほかは、発注者が必要と認めた場合に限る。
- d. サイバー攻撃に対して、必要となる情報漏洩防止の措置を講ずる。
- e. 貸与品等の情報については、業務の履行に必要な範囲に限り使用するものとする。また、複製等については、適切な方法により消去又は廃棄する。
- f. 契約の履行に関して知り得た情報については、秘密の保持が求められるものとなるので取り扱いに注意する。

ケ 成果品の取り扱いについて

提出されたC A Dデータについては、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

(4) 業務上の留意事項

- ア 受注者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- イ 近隣環境を含め、現地調査を十分に行い、業務を進めること。
- ウ 業務の履行にあたって、関係法令を遵守しなければならない。
- エ 業務の実施にあたり、適切かつ円滑に業務を実施するために、管理技術者は市担当者と常に緊密な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すものとする。受託者はその都度、その内容を打合せ議事録に記録し、相互に確認するものとする。設計業務の着手時及び業務の区切りにおいても同様とすること。
- オ 本特記仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項は発注者と受注者がその都度協議のうえ、決定するものとする。
- カ 業務の進捗管理については、管理技術者が責任を持って行い、市担当者に事業の進捗について、適宜中間報告を行い、必要に応じて打合せを行うこと。
- キ 設計段階での協議において、関係者による設計変更を求められた場合は、プロポーザル案に準ずる別案の提示を求める場合があるが、適宜対応すること。

- ク 道路管理者、電気事業者、ガス供給者、上下水道及び環境対策等に関する協議（申請等の手続きに関する協議を含む）が必要な場合は、関係機関と協議を行い、協議記録書を作成し、市担当者に報告すること。
- ケ 庁内検討会等に向けて、設計内容に関する説明を行う場合は、資料の作成を行うこと。
- コ 積算単価については、刊行物単価及びメーカー見積、積算基準による歩掛による単価とすること。また、見積書については、原則３社以上とし、見積比較表を作成すること。なお、公共建築工事（設備工事含む）積算基準及び公共建築工事（設備工事含む）共通費積算基準に準じて適切な積算に努めること。
- サ 公共事業における公平性の観点から、特定のメーカーを意識させるような図面表現を行わないこととする。仕様については、随時、市担当者と協議すること。
- シ 成果品が著作権法（昭和４５年法律第４８号）第２条第１項第１号に規定する著作物（以下、「著作物」という。）に該当する場合には、著作権法第２章及び第３章に規定する著作権者の権利は、著作権法に定めるところに従い、委託者及び受託者の共有に帰属するものとする。

4. 成果品、提出部数等

(1) 基本設計成果品、提出部数等

成果品等	原図	複写版	製本形態	摘要
建築（総合・構造） ●建築計画概要書 建築概要 配置計画 動線計画 意匠計画 景観計画 色彩計画、 セキュリティ計画 防災計画、 外構計画 植栽計画、 雨水排水計画 仮設計画 その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書	各1部	1部	ファイル綴（A3）	
●建築基本設計図 仕上概要表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置図 平面図（各階） 断面図 立面図（各面）	各1部	1部	ファイル綴（A3）	
●構造基本計画書	各1部	1部	ファイル綴（A3）	
●構造計画概要書	各1部	1部	ファイル綴（A3）	
●工事費概算書	各1部	1部	ファイル綴（A3）	
●各種技術資料	各1部	1部	ファイル綴（A3）	

電気設備				
●現地調査書	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●電気設備基本計画概要書	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
電気設備計画概要				
電気設備方式選定検討書				
概略計算書				
防災設備計画				
その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書				
●電気設備基本設計図	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●工事費概算書	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●各種技術資料	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
機械設備				
●現地調査書	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●機械設備基本計画概要書	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
機械設備計画概要				
各機械設備方式選定検討書				
概略計算書				
防災設備計画				
その他実施設計に必要な基本的事項を決定するための資料及び検討書				
●機械設備基本設計図	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●工事費概算書	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●各種技術資料	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
その他				
●透視図	各1部	1部	—	写真データ
●日影図	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●概略工程表	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	
●各記録書	各1部	1部	ファイル綴 (A3)	

(注)

- ・ 電気設備及び機械設備の成果品は、建築（意匠・構造）基本設計の成果品の中にも含めることもできる。
- ・ 建築計画概要書、建築基本設計図は、市担当者と協議のうえ、適宜追加・削除することができる。

- ・ 建築・電気設備・機械設備の成果品は、原則として形態はファイル綴（A3）とするが、詳細は市担当者と協議する。
- ・ その他の資料についても上記と同様とする。
- ・ 成果品は電子データとしてCD-Rに収録し提出する。
- ・ CADデータの保存形式については、SFCもしくはDXF及びPDFとする。
- ・ 工事費概算書には、単価に関する資料（見積書、単価根拠等）を含む。
- ・ 成果品等の提出については、市担当者と協議により詳細を決定する。